

厚岸町規則第42号

厚岸町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月25日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町介護保険条例施行規則（平成13年厚岸町規則第29号）の一部を次のように改正する。

第25号様式中

フリガナ		
被保険者氏名		印

を

フリガナ		
被保険者氏名		

に、

生年月日	明・大・昭	年	月	日
------	-------	---	---	---

を

生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日
------	-----------	---	---	---

に、

入所（院）年月日 （※）	昭・平	年	月	日
-----------------	-----	---	---	---

を

入所（院）年月日 （※）	昭・平・令 年 月 日
-----------------	-------------

に、

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者		受給している全ての年金の保険者にチェックをして下さい			
	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と〔遺族年金※・障害年金〕収入額の合計額が年額80万円以下です。（受給している年金に○をして下さい） ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。					
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と〔遺族年金※・障害年金〕収入額の合計額が年額80万円を超えます。（受給している年金に○をして下さい）		<input type="checkbox"/> 日本年金機構 <input type="checkbox"/> 地方公務員共済 <input type="checkbox"/> 国家公務員共済 <input type="checkbox"/> 私学共済			
	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が1000万円（夫婦は2000万円）以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり					
	預貯金額	円	有価証券 (評価換算額)	円	その他 (現金・負債を含む)	() ※	円

を

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	① 生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者		受給している全ての年金の保険者にチェックをして下さい			
	<input type="checkbox"/>	② 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と〔遺族年金※・障害年金〕収入額の合計額が年額80万円以下です。（受給している年金に○をして下さい） ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。					
	<input type="checkbox"/>	③-1 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と〔遺族年金・障害年金〕収入額の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。（受給している年金に○をして下さい）					
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	③-2 市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と合計所得金額と〔遺族年金・障害年金〕収入額の合計額が年額120万円を超えます。（受給している年金に○をして下さい）		<input type="checkbox"/> 日本年金機構 <input type="checkbox"/> 地方公務員共済 <input type="checkbox"/> 国家公務員共済 <input type="checkbox"/> 私学共済			
	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計額が①の方は1000万円（夫婦は2000万円）、②の方は650万円（同1650万円）、③-1の方は550万円（同1550万円）、③-2の方は500万円（同1500万円）以下です。※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、①、②、③-1、③-2の方は1000万円（夫婦は2000万円）以下です。 ※預貯金、有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり					
	預貯金額	円	有価証券 (評価換算額)	円	その他 (現金・負債を含む)	() ※	円

に

改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則による改正後の厚岸町介護保険条例施行規則（以下「改正規則」という。）の規定は、施行日以後に提供される介護サービスについて適用し、施行日前に提供された介護サービスについては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正規則第15条の規定に基づく申請は、この規則の公布後、施行日前においても行うことができるものとする。